緊急通報システム

緊急通報システムとは

・緊急通報装置（据置型は固定型とペンダント型で１セット。携帯型は携帯電話型端末のみ）を、１世帯１台レンタルすることができます。

・急病時などの緊急時に、装置のボタンを押すことで受信センターのオペレーターに繋がり、救急車の手配などをしてもらえます。

・相談ボタンを押すことで、健康や介護などについての相談をすることができます。

・月1回、受信センターから体調確認の連絡があります。

利用できる人

・65歳以上のひとり暮らしの高齢者

・75歳以上の高齢者のみ世帯

・ひとり暮らしの重度身体障害者（１・２級）

費用負担

・システム利用料として、据置型は月400円、携帯型は月800円かかります。（生活保護世帯は無料）

・利用中の電話回線を使用して、受信センターと通信します。（通話料等は利用者負担です。）

・携帯型は携帯電話の電波を使用して、受信センターと通信します（追加の通信料なし）

設置機器

・装置はレンタルです。利用者の過失によって破損、故障、紛失した場合は、修理費を実費負担していただきます（費用は別途確認ください）

緊急通報システム利用の流れ

１．申請

「緊急通報システム利用申請書（様式１）」、「緊急通報システム利用登録票（別紙）」、「緊急通報システム利用承諾書（様式２）」を市役所に提出してください。

【注意】

・緊急時に協力してくれる「協力員」が原則２名必要です。協力員になってくれる方から、記入してもらってください。

※協力員…緊急通報時に利用者の応答がない場合、利用者のもとに駆けつけて、安否確認をしてくれる近隣の方です。

・利用者の情報は、市が事業を委託する業者（福岡安全センター）へ提供されます。

・ＮＴＴアナログ電話回線以外の電話回線（IP電話など）では、ご利用できない場合がございます（その場合は携帯型を利用できます）

２．決定

市が生活状況等を調査し、「緊急通報システム利用決定（却下）通知書（様式３）」を送付します。

３．装置の取り付け（携帯型はお渡しと説明）

○業者（福岡安全センター）より、工事の日程調整について連絡があります。緊急連絡先となっているご家族、民生委員、協力員等の同席も可能です。

○当日は、身分証明書を持った業者が訪問します。

○既往歴や生活パターンなど、業者が聞き取りを行います。

○装置の取り付け場所を、業者と話し合って決めてください。（延長コード等が必要になった場合は利用者負担です）

○装置の操作方法等を説明しますので、分からないことがあったら何でも尋ねてください。

４．利用開始

○毎月の負担額は、業者に直接支払ってください。（年３回／口座振替）

○利用者負担は、装置を設置した日の属する月から装置を撤去した日の属する月の前月までかかります。

○月1回、受信センターから体調確認の連絡があります。

○長期旅行・入院をする場合は、市または受信センターへ連絡してください。

○装置を紛失、破損、故障したときは、市または受信センターへ連絡してください。

○申請書に記載した内容（利用者、緊急連絡先、協力員それぞれの氏名、住所、電話番号）に変更があったときは、「緊急通報システム利用異動（辞退）届（様式４）」を提出してください。

５．利用終了

次の場合は、速やかに「緊急通報システム利用異動（辞退）届（様式４）」を提出してください。

○利用者が社会福祉施設等に入所したとき

○利用者が死亡、転出したとき

○利用できる人に該当しなくなったとき

○利用を辞退するとき

業者が、装置の撤去に伺いますので、連絡先をお知らせください。

※利用者負担は、装置を撤去した日の属する月の前月までかかります。

【お問合せ先】

柳川市役所福祉課高齢者福祉係（12番窓口）

電話　0944-77-8516　FAX　0944-73-9211

【委託事業者】

福岡安全センター株式会社（福岡市中央区天神）

電話　092-711-7795　FAX　092-711-7258